

## ◎研究ノート◎

# 『殖民公報』と北海道開拓

榎本守恵

—

近年、市町村史の編さん刊行がさかんなことはうれしいことである。そして、道内における市町村史は、そのどれをとっても『開拓使事業報告』と『殖民公報』とを基礎的史料としていないものはない、といつても過言ではない。市町村史ばかりではない、北海道近代史のあらゆる分野についての研究にとって必要な史料であった。ところが、この史料を全巻みることは現状では容易なことではない。『開拓使事業報告』は『明治前期産業発達史資料』に復刻収録され、また、北海道出版企画センターでも大部分復刻されているが、全巻123冊に及ぶ『殖民公報』にいたっては、北海道立図書館や北海道大学附属図書館に日参する以外方法がなかったのである。このたび、この不便さから解放されることをえたのは、研究者にとってまさに幸いで有意義のことだと考えるのである。

北海道の歴史は新しいから研究はやりやすいだろうとの声もあるが、これは、ひとつには先住民アイヌを抜きにした愚論である。しかし、いわゆる和人史にかぎってみても、開拓使なり、札幌・函館・根室県なり、北海道庁などの公文書、編さん刊行した貴重な資料が意外に残っていないし、また、最近までは官選道史のほかの研究もきわめて少なかった。明治41年の北海道庁舎火災で所蔵史料や簿書類が焼失したからの理由もきく。しかし、北海道の歴史資料の保存の悪さや研究のおくれは、じつは第一に北海道の住民の特徴としてあげられる歴史意識の

乏しさに問題があり、第二に、近代北海道の歴史は官製開拓を軸として進められたことにあるといえよう。

第一の問題は、明治以降の移住民は本州方面の歴史との断絶からはじまったことに起因する。国防上の、皇威隆替に関するところ、もしくは富源開発という大義名分をいかに掲げたにせよ、開拓使設置の当初に送りこまれた移民は東京府浮浪人であり、ついでは戊辰戦争に敗れた東北諸藩の士族団であり、廃藩置県後の没落士族が主流をなした。士族解体にややおくれて、地租改正以後の農民分解の結果として郷里に土地を失った農民の北海道移住がはじまる。いずれも明治の変革が生み出した現象である。いわば、移民は先祖伝来の郷里における伝統的な共同体からはみ出された人びとであった。過去は思い出したくない。多くの人びとは、その郷里からの脱落の歴史を秘めて北海道へ渡らざるをえなかつたのだ。ごく少数の先住民をのぞいて、人跡未踏の広大な新天地には、伝統的な家柄も慣習も何もなかつた。郷里では家老とか足輕とか、地主・小作・水呑みとかの差はあつたが、移民としてはひとしく無資本の窮民であった。いやな過去を断ちきつたところから、新しい生活がはじまつたのである。よりよい土地をもとめて転々とした移民も多い。歴史意識が、府県の人びとより薄かつたとしても当然であろう。

第二の問題は、明治の開拓使以来、北海道の開拓は政府のお膳立てによって進められたこと、いわば官製開拓であったことによる。政府の、そのときどきの都合によって、開拓政策は

しばしば左右された。移民にたいする政策も、渡航費をはじめ土地無償給付、農具・作物種子・家具類の給付や一定期間の地租・地方税免除など、直接保護の時代もあり、資本家にゆだねた時代もある。歴史的な住民地盤をもたない移民にたいし、国家権力は直接作用したといえる。この点はアメリカ大陸の植民開拓とはちがっている。道民は因習や身分に関して無関心ではあっても、官尊的風潮も醸成されざるをえなかつた。かといって、官の布令布達を熟読して座右の心得としたわけでもない。官選の『北海道史』・『新撰北海道史』全7巻が編さんされたが、応接室に並べる富裕道民はあっても、内容を読む人はほとんどいなかつたであろう。政策と生活とはその意味ではかけ離れていたのである。道民の歴史研究がさかんになったのは、戦後の最近のことである。

近年の研究のなかで、北海道の歴史を開拓史としてみる考え方に対する意見がある。まさしく、いまのべたように、和人にかぎってみても、開拓史と道民の生活史とは別ものといえる。しかし、よかれあしかれ、現在の北海道の現実と生活は、明治以降の開拓史を基軸としたうえで築かれてきたものである。開拓の歴史ぬきで北海道史を語りつくすわけにはいかないのである。

『殖民公報』のもつ意義のひとつも、そこにあるといえよう。

## 二

『殖民公報』について、内容分野別の解題が別にあるので、ここでは、主として形式的一般的説明をしておこう。

創刊号発刊は、明治34年(1901)4月5日(表紙には“3月”とあり、奥付によると印刷は3月29日とある)、北海道庁殖民部拓殖課編集発行であり、印刷所は札幌大通西4丁目1番地北門活版所(印刷者清水初太郎)で、判形は菊判より大きく、縦240ミリ、横160ミリの変形である。

創刊号の口絵写真3枚(明治二年札幌現況

図・明治六年及三十年札幌現況図)、法令(明治三十四年より貸付すべき区画地外十四件)、土地及人口(北海道殖民沿革概略・新区画地概況・貸付予定存置外二件)、農業(北海道牧畜沿革及其成蹟・北海道に於ける養蚕業・北海道養蚕概況・北海道米作概況・馬鈴薯疫病・札幌附近過磷酸肥料販売景況外二件)、林業(北海道森林の状況・北海道林政一斑・造林獎勵法外二件)、漁業(北海道漁業の概況・明治三十三年の鯨漁況・明治三十三年の鮭漁況・日高國の鰹漁業外二件)、工業(札幌麦酒会社概況・小樽製油会社外三件)、鉱業(北海道礦業の概況・枝幸砂金地調査・ポント一鉱山外一件)、商業(明治三十三年海外貿易・明治三十三年拓殖銀行営業概況・明治三十三年銀行貯金概況・海外輸入肥料)、土地及交通(本道航海の状況・北海道道路開鑿里程・本道農産物と炭礦線・郵便及電信・電話・駅逕・小樽港出入商船)、史伝(男爵伊達邦成の履歴・石狩国上川地方沿革)、雑録(北海道の教育事項・明治三十三年衛生一斑・旧土人衛生の状況・第三回北海道衛生会・北海道区制施行地・北海道一級町村制施行地・同名の国郡区町村・内地と云ふ用語・明治三十三年気候・本年一月二月気候・札幌区各種労働賃金)、口絵をのぞいて2段組全文113ページに達する。

以上の目次をみると、北海道諸般の分野にわたっていること、同時に創刊号のゆえであろうが、各産業の沿革から説きおこす配慮がなされていることに気がつく。移民にとって必要な法規・土地手続はもちろんのこと、枝幸砂金地調査などのように当時ブームをまきおこした花形事業、本道独特の使命をもって登場した拓殖銀行なども、手ぎわよくふれられている。また、冒頭の口絵が札幌の明治2年・6年・30年と対比されることによって、開拓の歴史的成果、未来への明るさが示されている。2号以下もだいたいこの形式であるが、卷頭に演説・論文が入ること、あるいは附録論文が掲載されることがある。

創刊号と第2号は札幌の北門活版所印刷であるが、第3号以降大正10年(1921)第123号の

終刊まで東京の三秀舎印刷所にかわり、同時に発行者は北海道協会支部（札幌・代表者対馬嘉三郎）となり、第4号以降は売捌所富貴堂（札幌）となった。編集は道庁殖民部拓殖課（27号まで）一道庁第五部殖民課（37号まで）一道庁第五部（56号まで）一道庁拓殖課（57号）一道庁拓殖部（58号以降）と、官制改革による名称の変遷がみられる。

ページ数も多いので187ページをこえ、例外的最小は33ページ、全123号まで総ページ1万922、1号平均88.8ページである。また第3号から定価13銭、8号から13銭5厘、20号からは8銭になっている。定価と分量とは直接関係がない。その後第一次大戦以後の景気変動のためであろうが、大正5年93号から10銭、同年113号15銭、同年115号20銭と値上がりをつけた。隔月刊を予定していたであろうが、日露戦争期の明治38年度が年4冊刊行にとどまっている。形式的にページ数からみると、日露戦争時までがはりきって編集刊行された時期、次は明治43年から大正2年にかけての時期が最大の山場のようにみえる。後述するが、第一の時期は北海道開拓がはじめて拓殖計画として具体性をもちはじめた時期、第二は、より明瞭な河島醇長官の構想にはじまる第一期拓殖計画の時期であろう。とくに、第一期拓殖計画の草創期には、河島長官の演説や拓殖事業の大要等々が毎号巻頭を飾るのである。

発行部数はわからないが、道内売り捌きは富貴堂を通じて行われ、別に北海道協会を媒介に中央ないし他府県にも頒布されたと思われる。

### 三

ここで、本誌の執筆者でもあり、本誌編集の中心であったといわれる河野常吉についてのべておこう。“北海道史の生みの親”あるいは“北海道の生字引”ともいわれた河野常吉は、文久2年（1862）11月22日長野県東筑摩郡島内村（現在松本市）河野通重の子として生まれた。

明治12年松本師範学校を卒業、16歳の若さ

で県内福島学校長として赴任、10数名の部下教員を統率して学校経営につとめた。14年職を辞して上京、慶應義塾に入って英学を修め、一時秋田県小真木鉱山につとめ、のち郷里で養蚕業に従事したり信陽日報の客員となり、21年長野県物産陳列場長兼一等測候所長心得となった。明治23年再度上京して中央気象台に奉職、さらに大日本教育新聞の客員になり、ついで27年渡道して北海道庁嘱託となつた。

河野の過去多彩な経歴は、ここにおいてはじめて本領を遺憾なく發揮されることになる。道庁の事業手としての仕事はまず『北海道殖民状況報文』であり、北見・日高・釧路・十勝・根室の五か国である。それぞれ前編・後編に分かれ、前編は各國の総説、後編は郡町村ごとの概況を地理・気候・動植物・沿革・官衙・運輸交通・戸口・産業・風俗人情・町村経済・教育衛生・社寺等の項目に分けている。叙述はその調査時点だけでなく、既往の調査記録・官庁の書類・旧記等を引用勘案されているので、後代多くの市町村史に基礎的資料として利用される価値をもつてゐる。河野に殖民公報編さん者としての素地は十分あつたのである。河野はその後、『移住者成績調査』一・二篇、『拓殖成績概要』、『第二拓地殖民要録』、『道治一斑』、『北海道名勝誌』、『北海道拓殖の進歩』、『北海道旧土人』、『函館区史』などの名著を著わし、また中央学会にたいしてはコロボックル説を否定し（札幌博物館報第2卷、歴史地理第12卷）、中央史壇・史学雑誌などにも論文を載せている。

大正7年（1918）は開道50年にあたる。その記念行事として『北海道史』（通史3卷、附録3卷）の編さん主任として河野は全精力を傾け、翌8年に通史1卷、附録の地図を刊行し、東大の三上参次博士の絶賛をえた。しかし、河野の史筆が道庁内部の非をも明らかにするによんで上司の忌諱にふれ、続刊は中絶した。附録の統計表・年表・管轄略譜篇は完成して印刷所に眠ったまま、関東大震災に遭遇、一部とり出されていたごく少数を世に残しただけで鳥有に帰した。このときの年表は、そののちこれをこえ

るものは容易に現れなかつたといわれるものである。通史第2巻は開拓使時代までは脱稿、他の附録もほぼ成稿をえていたという。高倉新一郎博士は、「翁は志士であった。翁の北海道史に捧げられた熱情もそのほとばしりに過ぎない」(北海道史の歴史)とのべ、そのために限度をこえて官僚と衝突せざるをえなかつたことを惜しまれる。

かくして河野は、大正13年小樽図書館長に転じ、昭和5年胃を病んで没した。

次に発行者の北海道協会についても触れておく。北海道の調査、移民、実業振興のため直接間接に役に立とうという趣旨(設立の要旨、近衛会頭の演説では斡旋の労)で、明治26年創立された団体である。札幌の対馬嘉三郎が奔走し、会頭公爵近衛篤麿、副会頭侯爵徳川篤敬といったように、華族を筆頭に北海道と関係の深い貴族院・衆議院議員・大地主・実業家、のちに副会頭2人制にして道庁長官が兼ねるなど、道庁長官らもふくめて構成された。本部は東京に置かれたが、北海道支部を札幌区北3条東3丁目1番地に置き、対馬嘉三郎が代表者であった。

事業は、移住民の旅費割引のため官庁・鉄道会社・汽船会社との交渉実施、移民休憩所の設置、北海道の調査・宣伝など移民保護にかかることのほか、拓殖促進のための国会建議、調査宣伝・世論興起に大いに尽力した。建議は鉄道敷設に関するものが多いが、とくに重要な意味をもった建議は明治30年の北海道国有未開地処分法修正案、32年の拓殖銀行建議、大正2年の第一期拓殖計画促進改訂建議、大正11年の拓殖促進建議(自作農地設定が根幹)であろう。

ここでは北海道国有未開地処分法の問題についてのべておこう。

北海道の土地処分の規定は、開拓使時代に北海道土地売貸規則があるが、はっきりした形は北海道設置直後の北海道土地払下規則(閣令第16号)からである。ここでは1人につき払下面積は10万坪以内と制限しているが、「但書」で、盛大の事業で目的確実と認めるものにはこの制限外の土地を払い下げることがあるとして

いる。素地代価は1000坪1円。この「但書」を利用して雨竜原野に1億5000万坪の華族組合農場が創立されたが、大農経営を試みて失敗した。あと地を分割して小作大農場を経営したひとり蜂須賀正韶は、北海道協会第3代の会頭である。

次に明治30年制定された北海道国有未開地処分法(法律第26号)は、売払、付与、交換、貸付の処分方法を規定し、勅令第98号において1人の制限面積を用途によって区分し、開墾用150万坪、牧畜用250万坪、植樹用200万坪、会社・組合にはこの2倍まで貸し付けすることとした。制限面積は大きくなった。政府原案では3万坪未満は無償、以上は有償払下であったものが、大地積も無償となったことであり、北海道協会の建議は大地積有償をも無償とする修正建議なのである。原案は貴族院で修正され大土地もすべて無償となった。大地積を必要とする資本家といえども、道路・排水など基礎設備に費用がかかるのだから、有償では北海道開拓を阻害するという理由である。協会の立場は明らかに大地主であり、貴族院はその牙城であったのだ。

この処分法のもとで北海道の大土地払い下げは急速に進み、道外在住の大地主による蚕食は決定的になった。これを資金面で助けたのが、33年に営業を開始した特殊銀行北海道拓殖銀行であった。同法を悪用すれば、10年間の無償貸付期限内に、開墾の意志はなくして、地積内の樹木を売り払っただけでも莫大な利益である。世に“濫処分”と悪評された。このため41年、無償は有償に(3万坪未満は無償)、地内樹木代も大部分徴収するよう改定されたが、貸下面積はむしろ拡大された。北海道土地払下規則時代の11年間、年平均処分3万684町歩であったものが国有未開地処分法時代は11年間年平均処分12万6589町歩、同法改正以後昭和12年まで29年間年平均処分5万1058町歩という数字は、明治30年代の土地処分のすさまじさを示している。

道府は明治20年代はじめより殖民地選定、つ

いで殖民地区画測設を実施し、払下予定地を公示する方針をとった。また 25 年以降団体移住者のため貸付地予定存置制度を設け、41 年の未開地処分法改正では予定存置の対象を区画地から特定地と改めた。殖民公報は移民便宜をはかつて殖民地選定、区画地や特定地などをそのつど掲載している。法令府令掲載を加えると、便利な道庁公報の役割をも果たしたのである。

#### 四

殖民公報が発行されたのは、園田安賢長官のいわゆる北海道十年計画の発足と同時であり、公報は同計画遂行のための一手段・PR 誌であった。

ところで、北海道の拓殖計画が具体的な計画をもちはじめたのは日清戦争後、明治 29 年北海道長官を退官した北垣国道の「北海道拓殖計画大綱略述」以後である。その内容は、鉄道・港湾・道路・排水運河・山林・農業・漁業・区町村制・信用組合法・官制の 10 項目にわたっている。これは北海道鉄道敷設法制定（第 1 期 12 年、予定線七線）、翌 30 年北海道区・一・二級町村制公布、小樽築港第 1 期工事着工となった。北垣の計画は全体として認められたわけではないが、部分的に国費の継続事業として鉄道と小樽築港が認められたのであり、拓殖計画実施具体化の気運がこの 30 年代にもりあがってきたといえよう。

こうした事情の背景に、太平洋の東にはニカラグア運河（パナマ運河）開削、西のアジア大陸にはロシアのシベリア鉄道の開通に伴って列強帝国主義の争点となる地域は極東と予想され、わけても双方からの最短距離に北海道が位置づけられるであろうという軍事的観点が主張されていた。さらにいえば、戦後一時的であつたが拓殖務省が設置されて台湾経営が考えられると、北海道もまたそれに対応して重視された。そして北海道内部には優秀な技術官僚陣が充実してきていたのである。

このような気運のなかで、明治 31 年 11 月、

薩閥出身の園田安賢が道庁長官に就任、以後八年の長きにわたって北海道に君臨するのである。

ところで、近代日本の国家体制は、明治 22 年の帝国憲法発布、その前後における市制・町村制・府県制・郡制で制度はいちおう完成する。だが、北海道には国政への参加権も、地方自治・市町村制を認められてはいなかった。第一帝国議会以来、参政権・地方自治の要求運動はたえまなくつけられたが、ようやくそれらがみのったのは明治 30 年代であった。30 年 5 月公布の北海道区制・一・二級町村制（その後改正を加えられ、区制は 32 年、一級町村制は 33 年、二級町村制は 35 年施行）、北海道会法は同 34 年、帝国議会への参政権は 35 年から実施されたのである。とはいっても、道会・区・町村とも、他府県の府県会、市・町村制とくらべて著しく自治権の弱いものであり、二級町村制は本道独特の制度で公民権をもたず、しかも二級町村制も施行されない戸長役場も多数併存した。しかし、まがりなりにも北海道の参政権・自治権が制度として登場してくるのが園田長官のときであった。

園田長官は、拓殖事業の進展のために道政費を特別会計とし、事業継続の安定をはかることを主張したが大蔵省に容れられず、やむをえず、地方会計の分離と拓殖事業費 10 年間 50 万円ずつの継続支出を提案した。この地方会計の分離が北海道会の成立となるのである。けっきょく、十年計画は総額 3341 万 8127 円と決定、34 年度から出発、10 年間に 52 万人移住、土地 130 万町歩貸与を目標とした。

しかし、この計画は日露戦争に際して予算削減のうきめにあい、園田は 39 年 12 月宮中顧問官に転じ、計画も短縮されて 9 年間で打ちきられた。10 か年予定総額と 9 か年予定額および実支出額、百分比は表 1 のとおりである。

表 1 では殖民事業費の内訳は省略したが、9 年間の予定にたいする実績は、殖民地選定面積 95 万町歩（5 倍強）、33 万町歩を区画測設、土地貸付は予定どおり 118 万町歩貸し付け、移民

表1 北海道十年計画支出実績（『新北海道史』第4巻より）

種別	予定総額	9か年分 予定額	支出額	支出額	百分比
				対予定総額	対9か年分
行政費	10,893,286	9,897,314	9,734,044	89%	98%
拓殖費	21,611,412	18,015,483	10,465,792	48	58
殖民事業費	2,996,511	2,626,734	2,154,294	72	82
農事試験場費	130,126	111,477	98,862	76	89
小樽築港費	1,292,118	1,292,118	1,299,892	101	101
道路橋梁排水費	9,946,198	8,861,142	5,179,818	52	58
駅通及渡船費	364,813	324,740	284,896	78	88
道路橋梁修繕費	789,279	688,768	576,779	73	84
河川港湾費	697,634	639,825	511,829	73	80
航路補助費	1,862,601	1,687,557	359,423	19	21
物産共進会費	77,986	77,986	—	—	—
釧路築港費	3,454,146	3,024,000	—	—	—
森林費	913,429	820,914	1,439,711	158	175
計	33,418,127	28,733,711	21,639,547	65	75

数は43万885(94%)、道路開削433里(63%)、橋梁架設48か所(33%)、駅逕新設102(92%)、渡船場130となる。拓殖費支出は計画予定総額の48%にしか達しなかったが、実績はそれをこえた成果をあげたのである。『新北海道史』はこのほか、「北海道農事試験場の新設と地方費による地方試験場の体系化は農事試験指導のうえに一つの画期を築いたものであるが、水産調査と漁場測量をふくむ水産改良事業にしても、農事奨励と泥炭地・火山灰地試験などをふくむ農業関係費にしても、元来計画が小規模で予算に乏しく、十分な成果をあげるにいたらなかった。河川・港湾の調査は、むしろ次期の拓殖計画のための準備作業とみるべき」と述べている。

十年計画の発足直前の33年末にくらべると、人口98万余人から42年末153万人、農耕地24万余町歩は51万余町歩に増加した。土地処分に“濫処分”的非難があるにせよ、移民と農耕は大きな発展を見せたのである。

## 五

園田長官が去ったあと、十年計画の建て直しをはかったのは、明治39年12月福岡県知事か

ら赴任した河島醇長官であった。

河島は、北海道拓殖を開拓使・三県時代は第一期、道庁設置以降を第2期とみ、現在は第3期の経営に直面していると考え、内務省と折衝をくりかえした末、いわゆる自賄主義といわれる国庫自然増収をもとに、15年7000万円の拓殖計画を樹てた。自賄いの根拠は日露戦争後の歳入超過にあった。この根拠は多少誤算をふくんでいたが、ともかく、国費年250万円を基礎に道内歳入の自然増収額を加えて拓殖費を考えたものである。そして、行政費および森林費と区別した拓殖費だけを7000万円と見積ったところにこの計画の特徴があり、自然増収が多いほど計画はプラスになるが、逆の場合もありうる危険もはらんでいた。

拓殖費の年度別内訳は殖民公報第53号に掲載されているが、各年総額は1年度250万円、2年度330万円、3年度420万円、4年度以降各500万円、10年間の7000万円のうち、殖民費642万4619円(9%強)、産業費(4%)、道路橋梁費2545万5903円(36%強)、土地改良費242万328円(3.5%)、河川費1028万3255円(15%弱)、港湾費2259万8168円(32%強)となる。道路橋梁費と港湾費はそれぞれ三分の一

前後を占め、これに河川費 15%弱を合わせると 83%強に達する。土木万能主義といわれるゆえんである。

このような拓殖計画を、殖民公報はまず各巻頭を飾って力説する。第 52 号巻頭は河島長官の拓殖演説（全道郵便局長会議）を掲載、人類の本性・発達、世界史のうえから殖民政策を論じ、わが国の殖民政策の必要性を説き、海外出稼ぎにたいする批判、本道の土着的移民の重要性を主張している。同じ巻頭に道庁の北海道農会にたいする諮問と答申、「農家の土着心を養成し部落団結を鞏固ならしむる方如何」、「農家の金融を円滑ならしむるに就き適良の方法如何」以下、各商業會議所にたいする金融機関の現状等に関する諮問と答申。第 53 号巻頭には、第 26 議会における「北海道経営案に関する内務大臣の説明、内務次官の説明、河島長官説明の要領」、「北海道拓殖事業計画ノ大要」。第 54 号巻頭には、「北海道拓殖並移住奨励に関する内務大臣の訓示及河島長官演説の大要」、「将来の移民将来策に関する北海道府長官の意見」、「支庁長会議に於ける河島長官演説の大要」、「支庁長会議に於ける指示事項」、「北海道農業に関する意見（農商務省農事試験場長農学博士古在由直）」。第 55 号巻頭には、「国富と農業」、「合衆国の将来」、「満洲の農制」、「西村土木部長の演説」等々が掲載される。最後の西村土木部長は西村保吉、新設の土木部初代部長で、大正 2 年に拓殖部長に転じた。このときの拓殖計画立案の指導責任者である。拓殖計画の発足にあたって、長官以下いかに張り切っていたか、殖民公報の内容からもページ数からも（43 年、44 年の 2 年間がもっともページ数が多い）うかがえるのである。

この拓殖十五年計画は、のちに第二期拓殖計画（第二拓計と略称）があるので、ふつう第一期拓殖計画（第一拓計と略称）とよぶ。第一拓計の自然增收財源の不安定さは、発足後まもなく、経済界の不況によって危機に追いこまれた。やむをえず大正 6 年計画を改訂し、2 年延長して 17 年計画とした。ところが、そのころから第一次世界大戦の好況によって自賄主義の効果が

あらわれ、以後毎年改訂を重ね、最終的には当初の 3 倍にあたる 2 億 1000 万円（支出 1 億 6000 万円）に増大したのである。金額の増大ばかりではない。改訂以前と以後とでは内容にも変化がみられる。逸見謙三氏は、十年計画・第一拓計前半（改訂前）・同後半（改訂後）の事業費を百分比でならべてみると、重点が土木施設からしだいに産業施設に移行するが、それは移民にたいする間接保護の時期から直接保護を併用する時期への推移に対応しているという。事業内容をみると、産業施設関係では森林費・土地改良費が増加し、資源の開発から資源の保育・改善へ、土木関係では道路から河川・治水へ重点が移り、「拓殖政策が前半の強引な資源開発から後半の産業安定へ移行せざるを得なかつたこと」（北海道の経済と農業）を示すものといわれる（注、逸見氏の計算は、十年計画と第二拓計について予算額であり、第一拓計は決算額である）。

殖民公報の時期は逸見氏のいう前半期を主とし、後半に移行してまもなく廃刊になったことになる。逸見氏の総括はそれとして、また期間の問題はあるとしても、第一拓計の具体的な様相を公報で点検すると、またそれなりの興味が出てくるであろう。

ところで表 2 をみると、第一拓計の拡大とは反対に、移民は大正 8 年をピークに翌年から減少はじめ、転出の増大が顕著になりはじめる。表にはしなかつたが、土地処分面積も減少し、耕地面積は明治 34 年 26 万 5785 町歩から、大正 10 年 85 万 4269 町歩に増加したのち、大正 14 年まで減少する。ただし減少は畠面積で、水田面積は増加の一途をたどる。このあたりは第二拓計の課題となってくる。

移民減少・転出増加については第一次大戦の影響と同時に、道内の土地分割が道央から不便な道東・道北に移りつつあった事情があろう。転出で目立つのは、日露戦争後の新植民地樺太で、大正半ば以降林業漁業の新天地として、いったん道内移住ののちさらに樺太をめざしたこと、ついでは京浜工業地帯への移動が顕著であ

る。殖民公報はこの詳細にはふれないが、道内移住手続案内のほか、第120号に「樺太移住民

表2 明治大正人口移動表（『新北海道史』第9巻より）

年	転入	転出
明治 19	9,609	747
20	9,038	877
21	8,586	822
22	13,118	774
23	15,393	881
24	15,738	782
25	42,708	5,547
26	49,047	7,772
27	55,259	7,591
28	59,671	8,630
29	50,396	9,589
30	64,350	11,619
31	63,629	11,381
32	45,394	8,370
33	48,118	7,847
34	50,105	9,768
35	43,401	9,985
36	44,952	8,738
37	50,111	9,027
38	58,224	10,395
39	66,793	10,092
40	79,737	13,457
41	80,578	15,578
42	63,848	13,799
43	58,905	13,925
44	61,577	13,723
大正 1	61,156	13,963
2	66,163	16,837
3	62,513	19,545
4	85,841	21,985
5	70,785	18,610
6	75,558	18,480
7	83,925	17,433
8	91,465	21,455
9	80,536	23,543
10	67,974	24,379
11	60,412	26,560
12	58,203	27,869
13	56,315	43,846
14	60,104	33,457

汽車電車汽船の特別取扱方（改正）」を紹介しているのは示唆的である。また、公報廃刊の翌大正11年、北海道協会は「北海道拓殖促進ノ要策」を公にし、「移民減退ノ要因」として、一、歐洲大戦の影響、二、近時の商工立国による都市集中、三、戦後農産物の輸出杜絶、四、林業鉱業の不振、五、肥沃な未開地の減少、六、起業家の欠如、七、府県地方役所の渡道抑止、八、土地投機者、九、住民の公課税金の過重、一〇、未開地処分手続の繁瑣と失敗者の悪宣伝、一一、資金供給の設備不十分と高金利、をあげ、拓殖の根本策として、自作農地（地代農地）設立の方法を提案するのである。

自作農創設案は、当時の新聞に“地主の土地売り逃げ”と批判されるところだが、大正期本道農業の課題となった地力再生産機構、第一次大戦後の台灣・朝鮮を中心とする植民地産米運動と並ぶ課題であり、これらが北海道の第二拓計にかかわっていくのである。そのような意味でも、殖民公報の検討は研究課題の宝庫といつてもよい。

いまひとつ、河野常吉編さんの『北海道史』中絶のことは先述した。問題とされていたのは、附録の「年表」であったといわれる。この年表と管轄略譜・統計を合わせた附録が、殖民公報と同じ三秀舎で印刷を終えたのは大正7年8月15日であり、発行は8月20日になっている。一部が上司校閲の逆鱗に触れて公開が差しとめられ、関東大震災まで印刷所にすえおかれていたのである。殖民公報の廃刊はそのあいだのこと、編集中心の河野が筆を絶てば、公報もまたつづかなかった、とみることができよう。

（本稿は、1985年に一光社から『殖民公報』を復刻した際に、その解題総説として執筆されたものである）